

高知市内

指定障害児通所支援事業者様

高知市障がい福祉課

## 令和7年度からの給付費等算定に係る届出について（通知）

日頃は本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、前年度の実績にかかる看護職員加配加算については、下記提出期限までに届け出ることにより4月1日に遡及して算定が可能となっております。

また、令和7年度から、事業所ごとに支援プログラムの策定・公表が義務となりますので、支援プログラムの策定・公表をしていただき、「支援プログラムの公表状況に関する届出書」をご提出をお願いします。

また、例年人員基準の遵守を一層確実なものとするため、勤務形態を確認しておりますが、来年度の確認については4月に行いますので、勤務形態一覧表も併せてご提出をお願いします。

## 記

- 1 対象となる加算等 看護職員加配加算 ※算定する事業所のみ  
支援プログラム未公表減算 ※減算が適用とならない場合も提出が必要
- 2 算定要件 当該加算等を4月より新たに算定することについて、利用者等に十分な説明を行い、周知が図られていること。
- 3 提出書類 ①介護給付費等算定に係る体制等に関する変更届出書（様式第43号）（全事業所）  
②介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（全事業所）  
③看護職員加配加算に関する届出書（看護職員加配加算を算定する事業所のみ）  
④看護職員の資格証（看護職員加配加算を算定する事業所のみ）  
⑤支援プログラムの公表状況に関する届出書（全事業所）  
⑥勤務形態一覧表（全事業所）  
※様式については高知市障がい福祉課ホームページに掲載しております。
- 4 提出期限・提出方法 提出期限：令和7年4月15日（火）  
提出方法：持参または郵送（消印有効）
- 5 その他留意点 ・人事異動等に伴い、加算が算定できなくなる場合は速やかに届出をお願いします。

高知市障がい福祉課 地域生活支援室 障がい福祉サービス担当

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45 担当：西成・渋谷

TEL：088-823-9378 / FAX：088-823-9370